

議案第18号

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月22日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条  
例

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u> の規定に基づき、並びに同法	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項及び第2項</u> _____の規定に基づき、並びに同法

を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
職員とする。

を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

(第1号部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。））の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は泉州南消防組合職員の休日及び休暇に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第10号）第3条第6項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児

(部分休業\_\_\_\_\_の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は泉州南消防組合職員の休日及び休暇に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第10号）第3条第7項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員\_\_\_\_\_に対する部分休業\_\_\_\_\_の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業\_\_\_\_\_の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児

時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第

2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第21条の3 育児休業法第19条第2項の  
条例で定める1年の期間は、毎年4月1  
日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人  
事院規則で定める時間を基準として条例  
で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第  
2号の人事院規則で定める時間を基準と  
して条例で定める時間は、次の各号に掲  
げる職員の区分に応じ、当該各号に定め  
る時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間  
30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤  
務日1日当たりの勤務時間数に10を  
乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定  
める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の  
条例で定める特別の事情は、配偶者が負  
傷又は疾病により入院したこと、配偶者  
と別居したことその他の同条第2項の規  
定による申出時に予測することができな  
かった事実が生じたことにより同条第3  
項の規定による変更（以下「第3項変更」  
という。）をしなければ同項の職員の小学  
校就学の始期に達するまでの子の養育に  
著しい支障が生じると任命権者が認める  
事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱  
い)

(部分休業をしている職員の給与の取扱  
い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項

に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条（泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条（泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 育児休業法第19条第6項において

準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第24条の2 任命権者は、前条第1項の措

置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第2号において「請求

第22条 職員が\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条（泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条（泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 第15条の規定は、部分休業につ

いて準用する

\_\_\_\_\_。

等」という。)に係る申出職員の意向を  
確認するための措置

(3) 前条の規定による申出に係る子の  
心身の状況又は育児に関する申出職員  
の家庭の状況に起因して当該子の出生  
の日以後に発生し、又は発生すること  
が予想される職業生活と家庭生活との  
両立の支障となる事情の改善に資する  
事項に係る申出職員の意向を確認する  
ための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育  
する職員（以下この項において「対象職  
員」という。）に対して、規則で定める期  
間内に、次に掲げる措置を講じなければ  
ならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に  
資する制度又は措置（次号において「育  
児期両立支援制度等」という。）その他  
の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に  
係る対象職員の意向を確認するための  
措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心  
身の状況又は育児に関する対象職員の  
家庭の状況に起因して発生し、又は発  
生することが予想される職業生活と家  
庭生活との両立の支障となる事情の改  
善に資する事項に係る対象職員の意向  
を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第  
3号の規定により意向を確認した事項の

<p><u>取扱いに当たっては、当該意向に配慮し なければならない。</u></p>
--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例（次項において「新条例」という。）第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第24条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。